



2024年8月29日

各 位

会 社 名 株式会社西武ホールディングス
代 表 者 代表取締役社長兼 COO 西山 隆 一 郎
(コード番号 : 9024 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員広報部長 多々良 嘉 浩
(TEL.03-6709-3112)

当社グループにおける株式給付信託制度導入および 従業員持株会における奨励金付与率の引き上げに関するお知らせ

当社は、「西武グループ長期戦略 2035」および「中期経営計画 (2024-2026 年度)」の目標達成のため、「はたらく人を、ほほえむ人へ。」をスローガンとする「西武グループ人財戦略」を策定し、本年5月に公表しております。

このたび、当社および当社グループ会社従業員の当社株価や経営参画への意識を高めるとともに、福利厚生の実施による働きがい向上を通じて、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員に対して当社株式を給付する「株式給付信託 (J-ESOP)」の導入、従業員へ当社株式の株価上昇メリットを還元する「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」の再導入および従業員持株会における奨励金付与率の引き上げを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制度導入の背景および目的

当社は、当年度に株式上場から10年という節目の年を迎えたことをふまえ、現在まで当社グループの業務を支えてきた従業員に対する感謝と労いを表し、さらに今後の当社グループのさらなる発展を共に目指していくための人財戦略の一環として、当社株式を活用した制度の導入および従業員持株会の拡大施策を実施することといたしました。

これらの制度および施策により、当社グループ従業員の働きがい向上に加え、グループの従業員が株主の皆さまと同様の視点に立つことで、より一層企業価値向上につなげてまいります。

2. 各制度の概要

(1) 株式給付信託 (J-ESOP) (以下、「制度 I」といいます。) の概要

株式給付信託 (J-ESOP) は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員のうち一定の要件に該当する者 (以下、「対象従業員」といいます。) に対してポイントを付与し、予め定めた条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により、将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします (以下、制度 I に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「信託 I」といいます。)

なお、信託 I の設定時期、金額、株式の取得方法等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

(2) 株式給付信託（従業員持株会処分型）（以下、「制度Ⅱ」といいます。）の再導入

制度Ⅱは、持株会に対して当社株式を安定的に供給することおよび信託財産の管理、処分により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させる等、当社の企業価値の向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランです（以下、制度Ⅱの導入にあたりみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「信託Ⅱ」といいます。）。

信託Ⅱにおいて、信託の設定日以降5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して定期的に当社株式を売却していきます。信託Ⅱによる持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、信託Ⅱの信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。

また、当社は、信託Ⅱが当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

当社は、2014年4月から継続的に同様の制度を導入し、2023年5月に終了していますが、制度導入による実績および効果等を総合的に勘案した結果、再導入することといたしました。

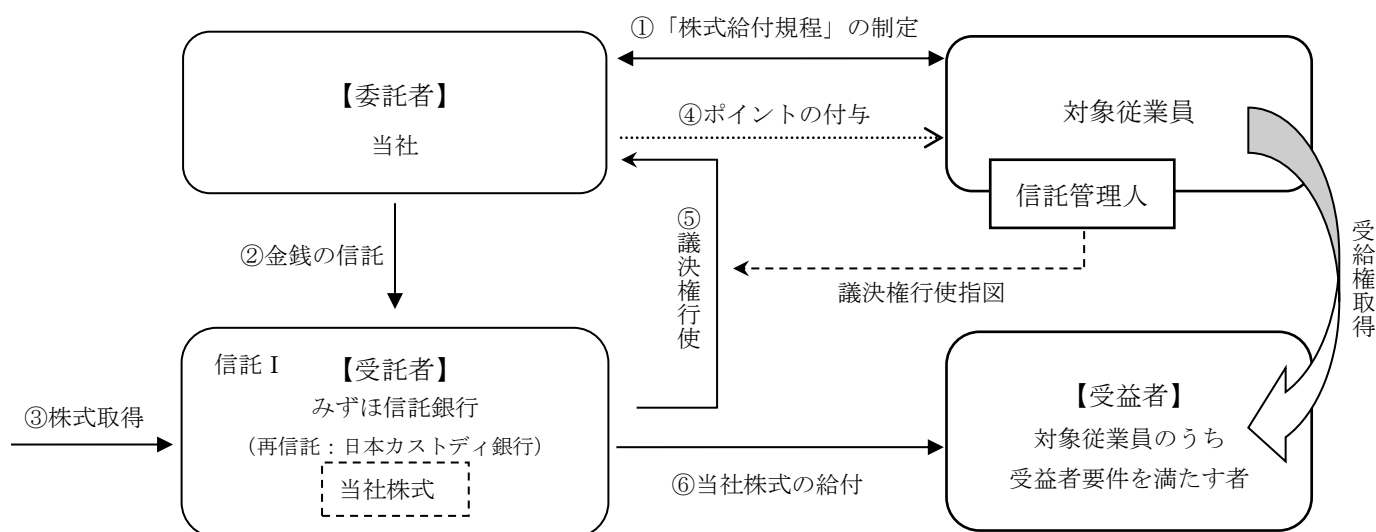
なお、信託Ⅱの設定時期、金額、株式の取得方法等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

(3) 従業員持株会の奨励金率の引き上げ

制度Ⅰおよび制度Ⅱの導入にあわせて、持株会の奨励金率を従来の5%から20%へ引き上げることとを予定しております。

以上

【制度Ⅰの仕組み】

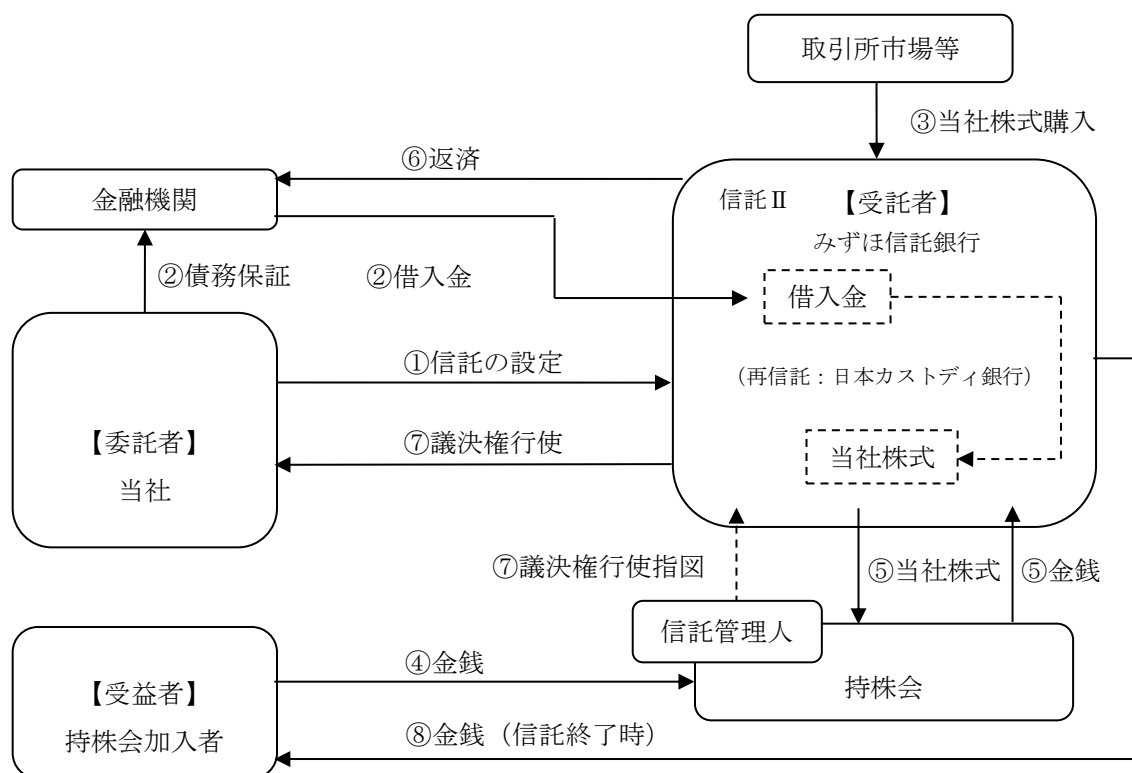


① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

② 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。

- ③ 信託Ⅰは、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 信託Ⅰは、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 信託Ⅰは、対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

【制度Ⅱの仕組み】



- ① 当社は、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ② 受託者は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。（当社は、金融機関に対して債務保証を行います。）
- ③ 受託者は、借入れた資金により信託Ⅱにおいて当社株式を取引所市場等を通じて取得します。
- ④ 持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。
- ⑤ 持株会は、毎月従業員から拠出された買付代金をもって、信託Ⅱから時価で当社株式を購入します。
- ⑥ 受託者は、信託Ⅱの持株会への株式売却代金をもって借入金の元本を返済し、信託Ⅱが当社から受領する配当金等をもって借入金の利息を返済します。
- ⑦ 信託Ⅱは、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑧ 信託Ⅱは信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入金を完済した後、なお剰余金が存在する場合、受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。
（信託終了時に、受託者が信託財産をもって借入金を返済出来なくなった場合、当社が保証債務を履行することにより、借入金を返済します。）